イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑵　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３の⑴、⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑶　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

⑷　筆記試験免除申請者

平成21年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成22年４月１日（木曜日）現在において施行されているものとする。

５　試験場所

⑴　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

⑵　口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験地を管轄する法務局が指定する場所

６　受験申請受付期間

平成22年５月31日（月曜日）から同年６月11日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成22年６月11日までの消印があることを要する。

７　受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課。

それ以外の者については、受験地を管轄する法務局又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

８　受験手数料

7,200円の額に相当する収入印紙を受験申請書にはって納付すること。

９　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他受験の申請に必要な書類の用紙は、平成22年５月６日（木曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵便をもって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）をはった角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

平成22年10月27日（水曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、認定者については、その申請により、次回（平成23年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11　最終合格者の発表

平成22年11月30日（火曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で筆記試験を受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内地方法務局において、それぞれ最終合格者の受験番号及び氏名を掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、同年12月17日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請により、次回（平成23年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及び次々回（平成24年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の筆記試験が免除される。

平成 22 年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、平成22年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成 22 年５月６日

厚生労働大臣　長妻　　昭

１　試験期日

⑴　第１部試験（筆記試験）　平成22年６月17日（木曜日）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　平成22年９月28日（火曜日）及び29日（水曜日）

イ　実地試験　平成22年11月８日（月曜日）

２　試験地

⑴　第１部試験　東京都

⑵　第２部試験　東京都

３　試験科目

⑴　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

４　試験の方法

⑴　第１部試験に合格した者でなければ、第２部試験を受けることができない。

⑵　第２部試験筆記試験に合格した者でなければ、第２部試験実地試験を受けることができない。

５　受験資格

⑴　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

⑵　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限３年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第１号及び第43条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄（さつ）特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

⑷　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った医師考試の第１部考試に及格した者

⑸　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書）出願前３月以内に発行されたものに限る。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、500円分の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。